最終更新日：2019年6月28日

株式会社サンテック
代表取締役社長 八幡欣也
問合せ先：管理部 TEL:03-3265-6181
証券コード：1960
http://www.suntec-sec.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、あらゆる企業行動の根幹をなす考え方として、サンテック・グループの経営理念・企業行動憲章を制定しております。

・経営理念

わたしたちは、自然環境をやさしくまもり、育てます。
わたしたちは、顧客満足をたゆまずに追求します。
わたしたちは、創造的に、積極的に行動します。

21世紀、人類発展の原点は自然との調和にあります。
私たちは、自然を大切にし、まもり、美しく豊かな自然環境の創造に貢献する企業を目指します。このために、社員一人ひとりが“人間愛"の精神のもと、“人"をとりまくあらゆる“環境"を大切にし、まもり、育てていく熱意を持続します。
そして、当社が21世紀に生き残るための原点は、“お客様の顧客満足を第一に捉え、お客様に満足していただける設備を提供し、笑顔と安心で迎えられる企業"であり続けることであり、自己研鑽を重ね、技術力を高め、信頼される価格と品質を提供できる企業を目指します。
私たちは常に新しい価値を創造することに果敢にチャレンジし、フレッシュで活き活きとした企業風土を創るため、創造的に積極的に行動します。

・企業行動憲章

私たちは、電気設備工事をはじめ建築設備全般に携わる者として、その社会的責任の重さを自覚し、高い倫理感に根ざした社会的良識をもって以下のように行動します。

1．法令等の遵守
私たちは、関係法令を遵守し、立法の趣旨に沿って公明正大な企業活動を行い、社会の信頼に応えます。

2．社会との調和の促進
私たちは、社会の声に積極的に耳を傾け、必要な企業情報を幅広く適時、適切に開示し、「開かれた企業」として社会とのコミュニケーションの促進をはかります。

3．地域との共存
私たちは、よき企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動等への参加を通じ、広く社会貢献に努めます。

4．環境保全の積極的な取り組み
私たちは、環境保全に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与します。

5．顧客の信頼確保
私たちは、顧客のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理し顧客の信頼を得られる企業を目指します。

6．公正・透明な取引の保持
私たちは、公正なルールに則った取引関係を築き、円滑な意思疎通により取引先との信頼関係を確立し、相互の発展をはかります。

7．人を大切にする企業の実現
私たちは、一人ひとりの人権を尊重し、不当な差別を行うことなく、お互いの個性を大切にし、それぞれの意欲・能力を最大限に発揮します。

8．積極的な情報開示
私たちは、お客さま・株主・投資家をはじめステークホルダーに対して、適時・適切に情報開示を行います。

9．誠実な企業体制の実現
私たちは、政治や行政との健全で正常な関係を保持し、贈賄、違法な政治献金・利益供与を行いません。また、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。

10．関係各国・地域の発展に貢献
私たちは、国際的な事業展開にあたり、各国・地域の法令を遵守することはもとより、文化・慣習を尊重し、現地の発展に貢献します。

当社及びグループ各社は、上記経営理念、企業行動憲章のもと、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を果たしていきたいと考えています。

・コーポレートガバナンス体制

当社における企業統治システムに関する基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 監査役会設置会社
当社は監査役会設置会社とする。

(2) 取締役会・経営会議
当社取締役会は、経営の監督機能を強化するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定の一部を本社取締役等で構成する「経営会議」に委任し、業務執行の協議を多面的に検討するとともに決定のスピードアップを図るものとする。
当社取締役会は、経営会議を業務執行機関として機能させることにより、経営の大きな戦略的方向付けと執行監督を中心に行い、当社の経営を戦略的かつ効率的に運営する。

(3) 社外取締役
当社社外取締役は2名以上とする。

(4) 指名・報酬委員会
任意の指名・報酬委員会制度を活用し、経営の意思決定プロセスの透明性・公正性・客観性と説明責任を強化する。

(5) 独立役員プラスワン会議

社外取締役と社外監査役に常勤監査役を加えた「独立役員プラスワン会議」を開催して、独立役員間及び常勤監査役との連携を確保し、情報共有を図る体制を整える。
(6) 執行役員制度
迅速かつ機動的な意思決定と明確な責任体制に基づく業務執行を実現する。
(7) 財務報告の信頼性を確保する内部統制体制を強化する。

なお、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び当社における取締役会、経営会議、任意に設立した指名・報酬委員会などの役割、構成や運営方針等の企業統治システムの枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組み」を、当社のホームページに掲載しています。(http://www.suntec-sec.co.jp/info/IR/governance.htm)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
当社は、自社の株主における機関投資家・海外投資家比率、総会運営状況、費用対効果等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳は、いずれも行なっていません。今後については、機関投資家・海外投資家比率の推移を踏まえ必要に応じて見直しする予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】
・上場株式の政策保有株式の縮減に関する方針・考え方
当社が保有する上場株式については、毎年一定時期に取締役会において政策保有株式を保有する取引先との取引について、そのリターンとリスクなどを個別に検証し、保有に値しない銘柄については売却の方針とします。
保有に値しないとは、取引先から過去あるいは将来にわたって得られるであろう工事利益総額と株式配当の合計額が、一定期間において当社の定める株式投下資本収益率を超えていない、あるいは超えることが期待できないと見込まれ、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断できない場合を言います。
また、その保有の意義が認められる銘柄については、保有する方針とします。

・政策保有株式に係る検証
2018年度は、当該各社から過去あるいは将来にわたって得られるであろう工事利益総額と株式配当の合計額が当社の定める株式投下資本収益率以上を確保できているため、全株保有としました。

・政策保有株式に係る議決権行使基準
当社が保有する株式に係る議決権の行使については、個々の議案について各金融機関が発表しているスチュワードシップコードを参考にしつつ、当社として賛否を総合的に判断します。なお、会社提案議案に賛成できないと判断する場合は、売却の要否について検討を行うことがあります。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を抱かせないよう、細心の注意を払うべきと考えています。当社は、「取締役会規則」において、関連当事者取引は「取締役会承認事項」として明示し、取締役会に議案として提出、承認手続きを経ることとしています。また、取締役会承認後実際に取引が行われた場合、取締役会へ当該取引の報告を行ない、株主総会招集通知や有価証券報告書等で当該取引を開示しています。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを認識しており、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、企業年金所管部所である人事部だけでなく、運用管理については、会計知識・財産運用の知識をもつ管理部を所管に加え、年金資産の運用方針・実績が経営陣にも報告され、適切な年金資産の運用管理ができる体制とします。
なお、当社の企業年金は金融機関による合同口運用であり、議決権行使等の指図の機会がないため、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る手続上の利益相反は生じません。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 当社の経営理念や企業行動憲章、中期経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料において開示しています。
(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ、本報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社経営陣の報酬体系は、中長期的な業績の寄与と過年度の業績を反映した年度見直しによる現金・固定報酬としており、例年株主総会終了後の取締役会において決定します。なお、決定プロセスの透明性・公正性・客観性と説明責任を強化するため、基本額部分とインセンティブ部分を定めた報酬体系は、指名・報酬委員会の意見を最大限尊重しながら、社外監査役を含めた監査役の意見を取り入れて決定します。
また、当社の中長期的な会社の業績や健全な企業家精神の発揮に資するよう、経営陣の報酬体系は必要に応じて見直しを行います。見直し後の報酬体系は、株主総会に議案を提出し、株主の承認を得て変更するものとし、報酬体系変更原案が取締役会で決定された場合は、速やかに開示をします。
(4) 当社経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名は、取締役会において決定しますが、取締役・監査役候補指名の手続は、独立役員を構成員とする指名・報酬委員会(任意の委員会)による答申を受けて、取締役会が決定することとし、公正かつ透明性の高い手続きを経ることとします。なお、その選解任・指名の方針は以下の通りです。
・取締役会議案審議に必要な広汎な知識、経験及び実績を具備していること
・管掌部門の問題を的確に把握し、従業員と協力して問題を解決する能力があること、あるいは左記能力がないと判断できたとき
・人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有すること、あるいは上記見識がないと判断できたとき
また、当社は社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の独立性基準を定めています。詳しくは本告書「独立役員関係・その他独立役員に関する事項・当社社外役員の独立性基準の概要」をご覧下さい。
(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての理由は、株主総会招集通知参考書類にて記載しており、株主総会招集通知は、当社ホームページ及び東証の任意開示を活用して公表しています。
なお、取締役・監査役の個々の解任についての説明については、公明かつ透明性の高い手続きを経て合理的な説明をし、説明責任を果たすべきであると考えています。

【補充原則4－1－1】
当社は、経営の意思決定・監督機関として株主から付託を受けた「取締役会」、取締役会の決定に基づき業務執行の意思決定を行なう「経営会議」、業務執行を行なう「執行役員制度」を設け、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を行なっています。
当社取締役会は、取締役会の迅速かつ機動的な意思決定と企業経営の実現、取締役会による取締役等経営陣への監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定の一部を取締役会から経営会議に委任しています。
当社経営会議は、業務執行上の機関として設置され、取締役会から委任を受けた上記事項につき、組織的かつ迅速な意思決定を行います。経営会議は、取締役社長、在京の業務執行取締役、国際事業部長、工事統括部長、企画ユニット長、管理ユニット長により構成されます。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社取締役会は、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきと考えており、金融商品取引所が定める独立性基準を参考に「社外役員の独立性基準」を策定し、本報告書にて開示しています。
また、当社取締役会は、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めています。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、取締役が7～10名、監査役は3～5名の規模で構成し、社外取締役を2名以上、監査役は社外監査役2名以上とすることを基本的な考え方としています。
当社は、設備工事会社であり、設備工事会社特有の企業経営・営業スタイル・法務・総務及びリスクマネジメントに熟知した人財、あるいは財務・会計等に精通した人財をバランス良く登用し、取締役会全体として実効性のあるものにすべきと考えています。
なお、取締役・経営陣の選任や解任については、独立役員から構成される任意の「指名・報酬委員会」（委員長：社外取締役）が、独立した客観的な立場から会社の業績や個人のパフォーマンスの評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い取締役評価を行ない、当社取締役会は、その評価を最大限に尊重し決定します。なお、社外取締役及び社外監査役の選任は、本報告書「当社社外役員の独立性基準」に基づき行っています。

【補充原則4－11－2】
当社は、社外取締役・社外監査役を含む全ての当社取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社取締役・監査役の業務に振り向けるべきであると考えます。こうした観点から、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきと考えます。当社は、取締役の兼任状況について、当社の取締役としての職務に支障がないことを毎年確認のうえ、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書において開示しています。

【補充原則4－11－3】
当社取締役会は、2019年6月21日に「当社取締役会の全体としての実効性の評価結果の概要について」と題して、当社取締役会の全体としての機能向上に資する目的で、独立社外取締役と独立社外監査役が主体者となって当社取締役会の全体としての実効性の評価を実施し、その概要を当社ホームページ及び東証の任意開示制度を活用し、開示しております。開示内容の概略は以下の通りであります。
・評価結果の概要
独立社外役員会が当社取締役会へ報告した評価の内容は、「概ね良好」との結果であり、当取締役会としては、当社取締役会において経営上重要な事項の承認と業務執行を行うための実効性が当社取締役会全体として確保されていると評価しました。
なお、以下項目につきまして、改善の余地があるとの評価を受けました。
・国際部門を含め会社全体の大きな戦略的方向付け、経営計画に関する事項についてさらに深掘りする体制。
・少子高齢化、働き方改革など経営環境の変化に伴う経営体制の見直し。
・任意の指名委員会等における代表取締役の後継者計画への適切な議論。

【補充原則4－14－2】
当社の新任取締役、監査役が就任の際には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得するため、就任直後に当社規程類を手交し、当社の事業内容を説明しています。加えて全新任役員を対象として、コーポレートガバナンス、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした外部講師による「新任取締役（監査役）セミナー」への研修会に参加を義務付けて実施しています。また、就任後においても半年に一度、社内における研修会（外部講師を招いたコンプライアンス講義を含む）への参加及び各種外部セミナーへの参加を推奨し、各取締役・監査役の個別状況に即した役員として新しい戦略的思考・法律・マネジメント手法等の必要な知識の更新を促しています。また、その費用については社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきと考えています。
当社は、株主との建設的な対話を促進するため　経営企画部をIR担当部として、金融機関や投資家に対して決算説明会を半期に1回開催し、適宜会社情報をホームページ、東証の任意開示を活用し、情報公開を行なっています。また、株主からの照会に対しては、管理部が窓口となって適切に対応を行なっています。
なお、本原則を実践する試みとして、株主との建設的な対話を促進することを目的に、前回に引き続き、第72回定時株主総会（2019年6月開催）終了後、「株主との対話の会」を開催し、出席株主からの質問に返答すると同時に、当社の経営状況等の説明をしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人八幡記念育英奨学会	2,301,000	11.51
神戸道雄	1,256,600	6.28
双栄興業株式会社	1,170,000	5.85
八幡信孝	782,000	3.91
内藤征吾	595,600	2.98
株式会社みずほ銀行	588,100	2.94

株式会社埼玉りそな銀行	588,100	2.94
株式会社広島銀行	588,100	2.94
八幡欣也	558,690	2.79
サンテック従業員投資会	429,390	2.15

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中尾誠男	他の会社の出身者											
佐藤正臣	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾誠男	○	該当事項はありません。	中尾誠男氏は、長年にわたり、会社経営に携わった専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと認識しております。
佐藤正臣	○	佐藤正臣氏の出身元である住友重機械工業株式会社は、当社の取引先の一つではありますが、2018年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.12%未満と僅少であり影響度は希薄であります。	佐藤正臣氏は、企業における長年の経験を活かして、エンジニアリング会社の専門性及び総務部門の経験と幅広く高度な経営の見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役社長が原則として独立役員の中から指名し、2名以上で構成され、委員長を独立役員とします。
指名・報酬委員会が、独立した客観的な立場から、会社の業績や個人のパフォーマンスの評価を行い、当社取締役会は、その評価を最大限に尊重し、審議することにより、これらの事項に関する経営の意思決定プロセスの透明性・公正性・客観性と説明責任の強化を図ります。なお、当委員会は、「指名委員会に相当する任意の委員会」及び「報酬委員会に相当する任意の委員会」の双方の機能を担っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役会は、内部監査部門から監査計画・結果・実施状況等について、定期的に報告を受け、意見交換を行う他、必要に応じて監査に同行して、その職務を遂行します。
監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証することを目的に、会計監査人から その職務の遂行状況について定期的に報告（年次監査計画の確認、四半期・年度末決算（連結・個別）に対する監査意見、監査役会からの指定監査重点項目の報告など）を受け、意見交換を行い、相互に連携の強化に努めています。
内部監査部門は、監査役会・会計監査人と定期的に意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、監査役会・会計監査人との連携強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉國眞一	他の会社の出身者										△			
岩田一男	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉國眞一	○	吉國眞一氏の出身元である日本銀行は、当社の取引先の一つではありますが、2018年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01%未満と僅少であり影響度は希薄であります。	吉國眞一氏は、日本銀行の管理職を経験され、その知識・経験を当社の監査機能に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。
岩田一男	○	岩田一男氏の出身元である株式会社埼玉りそな銀行は、当社の取引銀行の一つではありますが、現在当社の同行からの借入はありません。また、同行は、当社の取引先でありますが、2018年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.03%未満と僅少であり影響度は希薄であります。	岩田一男氏は、都市銀行の役員を歴任され、その知識・経験を当社の監査機能に活かしていただけると判断し、独立役員として指定しております。 また、一般株主との間に利益相反の生じる恐れは無いと、認識しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

A.「当社社外役員の独立性基準」
[「当社社外役員の独立性基準」の概要]
1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または連結子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または連結子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または連結子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または連結子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または連結子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファームの 社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役員または顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が 当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。

B.「社外役員の属性情報」の記載省略に関する軽微基準
「社外役員の属性情報」（取引先、寄付先等またはその出身者に該当する旨及びその概要）に関し、取引先、寄付先等、または社外役員本人との取引、寄付等が、当社が定める軽微基準を充足する場合には、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、 その記載を省略しております。

[軽微基準の概要]
1. 通常の商取引について、当該会社への当社または連結子会社の売上が連結売上高の5％未満、もしくは、取引先、その親会社または重要な子会社による業務粗利益が当社の連結業務粗利益の5％未満であること
2. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または連結子会社から受け取る金銭については、過去3年平均にて 年間1,000万円未満であること
3. 当社または連結子会社からの寄付等については、過去3年平均にて年間1,000万円または寄付等を受ける組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えない金額であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社経営陣の報酬体系は、中長期的な業績の寄与と過年度の業績を反映した年度見直しによる現金・固定報酬としており、例年株主総会終了後の取締役会において決定します。なお、決定プロセスの透明性・公正性・客観性と説明責任を強化するため、基本額部分とインセンティブ部分を定めた報酬体系は、指名・報酬委員会の意見を最大限尊重しながら、社外監査役を含めた監査役の意見を取り入れて決定します。
また、当社の中長期的な会社の業績や健全な企業家精神の発揮に資するよう、経営陣の報酬体系は必要に応じて見直しを行います。見直し後の報酬体系は、株主総会に議案を提出し、株主の承認を得て変更するものとし、報酬体系変更原案が取締役会で決定された場合は、速やかに開示をします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下の通りです。

取締役　104,159千円（うち社外取締役　18,216千円）
監査役　31,950千円（うち社外監査役　15,600千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、当社の取締役、執行役員（以下、「取締役等」という）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のようにしています。
当社の役員報酬は、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するための当該役割発揮に対する対価として、当社の取締役等が受ける個人別の報酬等は以下の方針により決定しています。

1．業務執行を担う業務執行取締役及び執行役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の当社取締役（以下、「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系とします。

2．業務執行を担う役員の報酬体系は、年棒制による基本給と業績給とします。
（1）基本給
基本給は、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とします。基本給のレベルは、当社の事業規模、当社給与体系、業界水準、及び優秀な人財を確保（登用）・維持するための観点などを総合的に勘案して、年に一度、過去の実績を参考に、これを取締役会で決定するものとしています。
また、2016年度分からは　任意で発足した独立取締役で構成する指名・報酬委員会が取締役社長に諮問し、取締役会において決定するものとします。
（2）業績給については、各役員の年度計画達成へのインセンティブ及びその成果への対価として金銭を支給するものとし、前年度の担当部門業績考課・個人の業績寄与度を反映した体系とします。なお、報酬には短期的数量成果だけでなく、中長期に亘る当社の企業価値向上への質的な貢献等の成果にも配慮した報酬としています。

3．経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から基本給のみとします。
（1）基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とします。
なお、基本給のレベルは業務執行を担う役員と同様、当社の事業規模、当社給与体系、業界水準、及び優秀な人財を確保（登用）・維持するための観点などを総合的に勘案して、取締役会で決定するものとしています。

4．監査役報酬の基本方針
監査役の報酬は、基本報酬のみとし、その報酬レベルは、上記取締役の基本報酬を基準としながら、優秀な人財の採用・確保するために他社の水準も考慮し決定するものとします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・監査役の実効的かつ円滑な職務遂行を確保するため、以下の体制を構築しています。
（1）取締役会議案及び社内・業界事情の説明を、取締役会事務局（管理部）がサポートする体制を整えています。
（2）職務遂行に必要な知識習得のための研修等の機会を設け、またその受講に必要な金銭を、会社側が負担しています。
（3）監査役の職務を補助する専任組織として監査室を置いています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・コーポレートガバナンス基本方針
経営の透明性、効率性を高めながら、当社の長期安定的な企業価値を最大限に向上させることを基本とし、透明・公正かつ迅速果敢な意思決定ができる経営・執行体制の確立を目指します。
取締役会は、意思決定・計画立案・監督機能を強化すべきであり、業務執行取締役、執行役員は迅速かつ機動的な経営力を発揮できるよう、以下のコーポレートガバナンス体制とします。
（1）取締役会
当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されています。
取締役会は、経営の監督機能を強化するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定の一部を取締役会から、本社取締役等で構成する「経営会議」に委任し、業務執行の協議を多面的に検討するとともに決定のスピードアップを図るものとします。
取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催しています。
（2）経営会議
当社経営会議は、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の一部を取締役会から委任を受け、業務執行上の機関として設置され、業務執行に係る重要事項等に対する組織的かつ迅速な意思決定を行います。
経営会議は、取締役社長、在京の業務執行取締役、国際事業部長、工事統括部長、企画ユニット長、管理ユニット長により構成されます。
経営会議は、原則として毎月2回、その他必要に応じて開催しています。
（3）指名・報酬委員会
経営から独立した社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会（委員長は独立役員）を活用し、経営の意思決定プロセスの透明性・公正性・客観性と説明責任を強化します。指名・報酬委員会は、当社取締役の個人別の報酬のほか、当社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度設計の審議を行います。
（4）執行役員制度
当社は、18名の執行役員（うち取締役兼任4名）を置き、迅速かつ機動的な意思決定と明確な責任体制に基づく業務執行を実現します。
（5）独立役員プラスワン会議
当社社外取締役は、当社の企業価値向上に積極的に貢献するとの観点から、互いに独立の立場で、自らの見地・経験に基づいて取締役会に限らず、各種社内の会議等においても積極的に参加・意見を表明していますが、独立役員としての情報不足解消、より深く当社事案に対する認識を共有すべきとの観点から、社外取締役と社外監査役に常勤監査役を加えた「独立役員プラスワン会議」を開催して、独立役員・常勤監査役間の連携を確保し、情報共有を図る体制を整えています。なお、上記会議のサポートは、当社管理部にて行っています。
（6）内部統制の強化
・監査室
財務報告の信頼性の確保をはじめとした内部統制体制を強化するため、監査室を設置し、業務全般についての内部監査、業務改善指導を実施しています。
監査結果は、経営トップ及び監査役に報告され、その後改善指示と改善報告を求めることにより、内部統制の実効性を確保しています。
・社外取締役・社外監査役
社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される取締役会に出席する他、経営会議その他重要会議に適宜出席し、経営監視と執行役員の業務を監督します。
社外監査役は、取締役の意思決定・業務執行を監督、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスの充実を図っています。
・会計監査人
当社の会計監査は、東邦監査法人が行っており、監査役会への定期的な報告が実施されています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方を実現する制度として、現行法制下においては、監査役会設置会社が当社の企業規模、当社の置かれた環境下において、最も有効であると考え、当社は、監査役会設置会社を選択しております。
当社においては、社外取締役2名及び社外監査役2名が、企業経営の経験や財務・会計等の専門的見地を有し、社外からの視点で経営監視を行っており、独立性ならびに中立性の確保ができているものと認識しています。
また、上記のコーポレートガバナンス体制を構築・維持しながら、より一層の経営の意思決定に対する客観性と透明性を高めることが、当社にとって最適な体制であると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日の前日以前の日程を設定し、開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（半期毎）後、投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催し、経営陣による経営戦略や財務状況等に関する説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け説明会におけるプレゼンテーション資料をホームページにて公開しております。 決算短信等の財務情報、株式情報、適時開示資料を含むプレスリリースなどの資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員：執行役員　経営企画部長 担当部署：経営企画部	
その他	＜投資家向けIR＞ 投資家に対する情報開示の充実の観点から、ホームページにおいて、IRに関するご質問・ご意見を幅広く受け付ける「IRお問い合わせ窓口」をホームページ上で運営しております。 ＜株主との対話のための社内連携＞ 当社では株主・投資家への情報開示に際し、各部門からの多面的な観点を反映すべく経営企画部、管理部、工事部などの責任者が 有価証券報告書、事業報告等の記載内容を審議し、株主との対話のための社内連携を行なっています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及びグループ各社は、「経営理念」「企業行動憲章」において、各ステークホルダー（「お客さま」、「株主」、「地域社会」、「従業員」、「環境」等）に対する基本姿勢を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取り組みが、社会の持続可能な発展に寄与し、当社グループの新たな企業価値創造と発展を実現する基盤になるとの考えのもと、太陽光発電など再生可能エネルギービジネスを強化します。 また、ISO14000シリーズの以下の環境方針を遵守し、環境保全活動に積極的に取り組みます。 「当社は環境改善と汚染予防に取組むため次の通り環境方針を定め、継続した地球環境の保全に努めています。 『私たちは、当社の経営理念である「自然環境をやさしくまもり、育てます。」に基づき継続した地球環境の保全活動に努めます。』」
その他	当社グループは、多様なバックグラウンドを持つ従業員が互いの個性を尊重しながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を目指します。 当社グループは、グループ従業員の3割以上が外国人である一方、女性従業員が少ない構成であります。 外国人・女性従業員が高い意欲を持ち 能力を存分に発揮できる環境づくりに向けて、各種施策に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針

当社は、2006年5月19日開催の取締役会で、業務の適性を確保するための体制の整備に関する基本方針を決議し、2015年4月28日開催の取締役会で当該基本方針の一部を改定する決議をいたしました。
改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

1．当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業行動憲章及び企業行動規範を定め、コンプライアンス・リスク管理体制を確立するための取り組みを行い、法令・定款違反を未然に防止する。
(2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
(3) 反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応し、反社会的勢力とは一切の取引関係を持たない。
2．当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理基本方針を整備し、取締役会規則、情報管理規程等を定め、情報の適切な保存及び管理をする。
3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。
4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保する。
(2) 取締役の職務執行の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定める。
5．当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 法令・定款・企業行動規範及び社内規程等を従業員に周知徹底する。
(2) 内部通報制度を定め、違法行為・不正行為等を早期に発見し、是正する。
(3) 重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
(2) 取締役は、当社及びグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する使用人として、監査室所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができる。
8．前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課、異動及び懲戒については監査役の同意を得る。
9．当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。
(2) 内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、担当部門の業務状況について監査役に報告する。
(3) 取締役は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。また、使用人が監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合に速やかに報告を行うことができる体制を整備する。
(4) 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
(5) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
(2) 監査役は、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける。
11．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築する。

制定：2006年5月19日
改定：2007年3月30日
改定：2008年4月30日
改定：2015年4月28日

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範において、反社会的勢力との関係遮断について、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益は供与しない旨、定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、公正かつ公平な積極的情報開示を行うことを基本方針とし、以下のように運営方針を定め、重要事実の適時開示を行います。

(1) 金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則の遵守します。
(2) 株主をはじめとするステークホルダーからの情報開示のニーズに応えるべく、積極的な開示を行います。

2. 適時開示に係る当社の社内体制

適時開示の実行体制

当社は管理部が適時開示の事務局をつとめ、当社グループ内で決定または発生した事実が適時開示事項に該当か否かを決定します。管理部が開示すべきものと決定した事項は、情報取扱責任者（管理部長）に報告され、情報取扱責任者の指示によりIR事務担当部門である管理部がTDnetで適時開示します。

また、管理部が重要事実を漏れなく入手できるように、つぎの(1)及び(2)の要領で重要事実の報告を受けることにしております。

(1) 各情報所轄部門が、自部門内で発生した重要な事実と考えられる事項については、開示事項に該当するしないに関わらず管理部に報告し、管理部が開示事項に該当するかどうかを判断します。
(2) 重要案件を審議する取締役会・経営会議の事務局は管理部であるため、上程された重要事項が決議された場合は、速やかに開示を行います。

【 コーポレートガバナンス体制の模式図 】

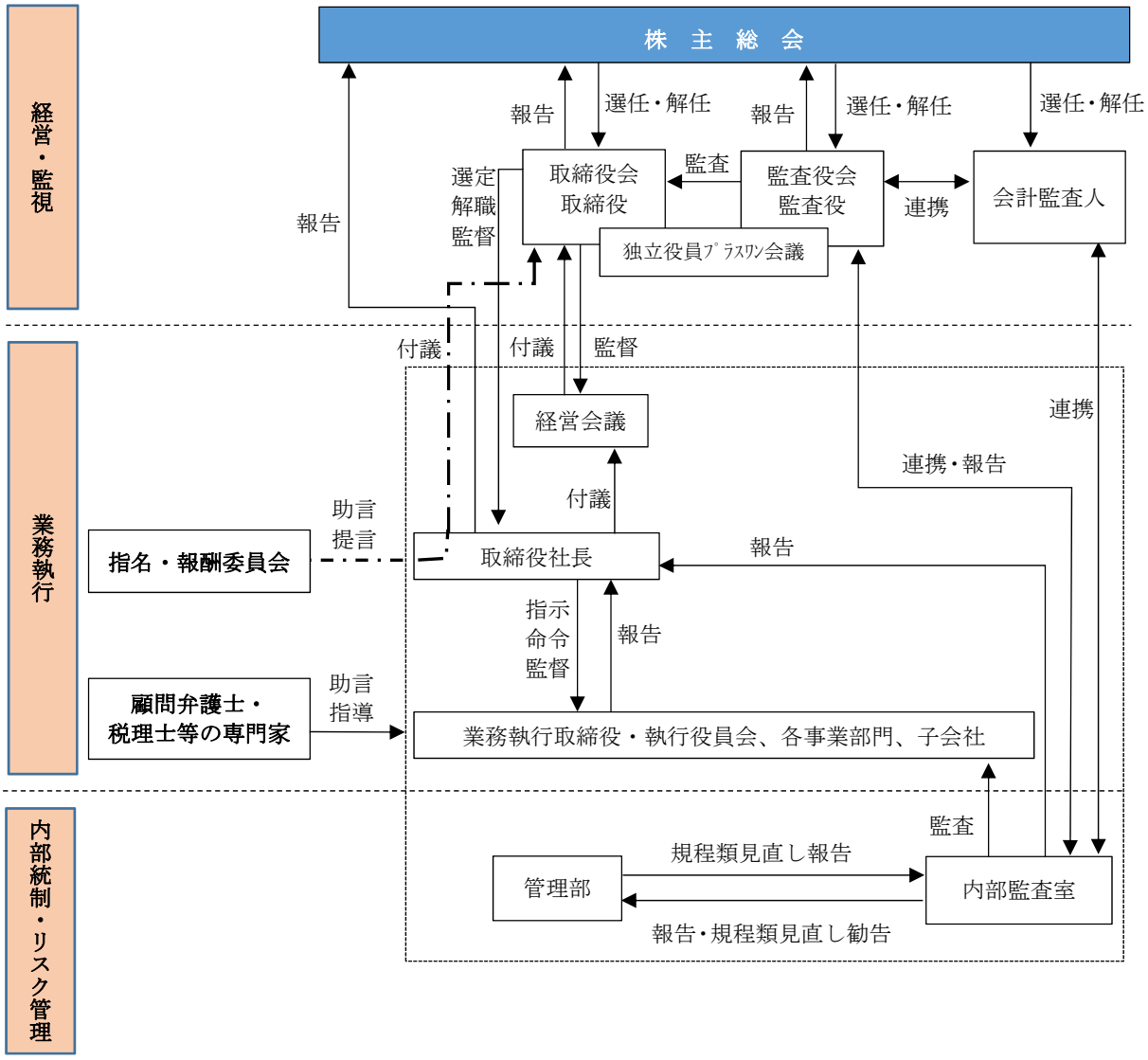

【 適時開示体制の概要図 】


発生事項
決定事項
決算情報
連絡・報告
連絡・報告
連絡・報告
管理部長
報告・協議
報告・協議
報告・協議
管理ユニット長（又は、管理部門担当取締役）
報告・協議
報告・協議
報告・協議
取締役社長（代表取締役）
指示・承認
指示・承認
管理部長・案件担当部署
付議・報告
付議・報告
取締役会
承認
承認
承認
情報取扱責任者（管理部長）
公表
公表
公表
情報開示（TDnet等）